

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

告 示

- 都市計画の変更による送付図書の縦覧(二四八～二五〇・都市計画課)
- 都市計画事業の変更の認可の告示があった旨の公告(二五一・都市計画課)
- 道路の供用開始(二五二～二五四・道路環境課)
- 道路区域の変更(二五五・道路環境課)
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(二五六・山本建設事務所)
- 公有水面の埋立ての免許(二五七・山本建設事務所)
- 基本測量実施の通知(二五八・建設管理課)
- 基本測量終了の通知(二五九・建設管理課)
- 公 告
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(鹿角総合農林事務所)
- 土地改良区の定款変更の認可(由利総合農林事務所)
- 市町村営土地改良事業計画の変更の同意(由利総合農林事務所)
- 土地改良区の役員の就任の届出(仙北総合農林事務所)
- 土地改良区の定款変更の認可(雄勝総合農林事務所)
- 市町村営土地改良事業の施行の同意(雄勝総合農林事務所)
- 公安委員会告示
- 道路交通法による技能検定員審査の実施(二六、二七、二九)
- 道路交通法による教習指導員審査の実施(二八、三〇)
- 監査委員会公告
- 監査結果の公表(六一)
- 内水面漁場管理委員会告示
- 第五種共同漁業権に係る増殖量(二、三)

告 示

秋田県告示第二百四十八号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年四月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき図書

秋田都市計画用途地域の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年四月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき図書

秋田都市計画準防火地域の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年四月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき図書

秋田都市計画下水道(秋田市公共下水道)の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百五十一号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十四年四月五日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画事業の種類及び名称

平成九年建設省告示第百八十四号秋田都市計画道路事業三・四・二十七号千秋広面線及び三・四・二十九号秋田環状線

二 施行者の名称

秋田県

三 事務所の所在地

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(二) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田建設事務所用地課

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし

秋田県告示第二百五十二号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十四年四月五日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	百五号	北秋田郡阿仁町幸屋渡字鳥坂六三番九地先から笑内字笑内下モ六五番二二地先まで

二 供用開始の期日 平成十四年四月八日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十四年四月五日から同月十八日まで

秋田県告示第二百五十三号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十四年四月五日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	百五号	北秋田郡森吉町米内沢字桐木岱三二三番八地先から字鶴田岱一四九番二地先まで

二 供用開始の期日 平成十四年四月五日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十四年四月五日から同月十八日まで

秋田県告示第二百五十四号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十四年四月五日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	二百八十五号	南秋田郡五城目町富津内中津又字石動九〇番地先から字釜ノ沢二四番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十四年四月五日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十四年四月五日から同月十八日まで

秋田県告示第二百五十五号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年四月五日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路線名	区 区	間 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
	秋田北インター線	秋田北インター線	秋田市外旭川字小谷地六五番五地先から一〇番四地先まで	"		三五・〇〇〇、五〇・三三三	〇・〇〇九

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年四月五日から同月十八日まで

(二) 使用の部分
変更なし

秋田県告示第二百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

秋田県告示第二百五十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定に基づき、告示する。

平成十四年四月五日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称

秋田県知事 寺田典城

二 都市計画事業の種類及び名称

能代都市計画下水道事業、能代市公共下水道

三 事業施行期間

昭和二十四年四月七日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

昭和四十八年秋田県告示第五百七十九号、昭和六十一年秋田県告示第七百九十号、平成二年秋田県告示第三百五十四号及び平成八年秋田県告示第五百十六号の事業地に能代市字下恵戸地内の事業地を加える。

- 一 埋立免許の日 平成十四年三月二十七日
- 二 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名

- (一) 名称 琴丘町
- (二) 住所 山本郡琴丘町鹿渡字東二本柳二十九番三
- (三) 代表者の氏名 琴丘町長 工藤 正吉

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

- (一) 埋立区域
- (2)(1) 位置 山本郡琴丘町鹿渡字北牛淵六十番及び六十一番
- (2)(2) 面積 百七十四・九一平方メートル
- (二) 埋立てに関する工事の施行区域
- (2)(1) 位置 埋立区域に同じ
- (2)(2) 面積 三百五・六七平方メートル

四 埋立地の用途 道路敷地（町道運動公園線）

秋田県告示第二百五十八号
 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。
 平成十四年四月五日

一 作業の種類

二万五千分の一地形図修正測量

二 作業を行う地域

鹿角市、北秋田郡比内町及び阿仁町、山本郡八森町及び藤里町並びに仙北郡田沢湖町及び西木村

三 作業を行う期間

平成十四年四月十一日から平成十五年三月二十日まで

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百五十九号
 平成十三年秋田県告示第二百九十号の基本測量について、平成十四年三月二十日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定に基づき、公示する。
 平成十四年四月五日

秋田県知事 寺田典城

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鹿角市花輪土地改良区から次のとおり役員（の）の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十四年四月五日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

鹿角市花輪字荒屋敷百二十九番地四 小田敏夫
 " 尾去沢字下毛平三十七番地一 高杉正美
 " 花輪字陳場三十三番地 石鳥谷信一
 " 字下花輪九十六番地 吉村義弥
 " 字下夕町百十二番地一 佐々木善蔵
 " 字柴切田五番地六 中西一美

鹿角市花輪字大川添十三番地 田中優一

" 字久保田五番地 田中優一

" 字田田十二番地 木村日出男

" 二十七番地一 木村友衛

" 字葉ノ木谷地百五十四番地 米村友衛

" 字用野目三十一番地 工藤征悦

" 二十一番地 田中専一

" 字狐平三十八番地 石井幸徳

" 五十四番地 石井万寿男

" 字高屋五十一番地 村木千代美

" 六十六番地 村木孝行

" 字流田十三番地八 佐藤栄太郎

" 字下川原十二番地 佐藤文夫

二 就任理事の住所及び氏名

鹿角市花輪字荒屋敷百二十九番地四 小田敏夫

尾去沢字下毛平三十七番地一 高杉正美

花輪字陳場三十三番地 石鳥谷信一

" 字下花輪九十六番地 吉村義弥

" 字下夕町百十二番地一 佐々木善蔵

" 字柴切田五番地六 中西一美

" 字久保田六十二番地 田中栄一

" 字大川添十三番地 田中栄一

" 字田田十二番地 木村日出男

" 二十七番地一 木村友衛

" 字合野百九十三番地 杉江義富

" 字葉ノ木谷地百五十四番地 米村友衛

" 字用野目三十一番地 工藤征悦

" 二十一番地 田中専一

" 字狐平三十八番地 石井幸徳

" 五十四番地 石井万寿男

" 字高屋十六番地三 橋場義則

" 四十八番地 佐藤文夫

" 字下川原十二番地 佐藤文夫

三 退任監事の住所及び氏名

鹿角市花輪字沢小路三十番地 泉沢和豊

鹿角市花輪字用野目太田八十七番地	工藤信義
〃 〃 字圃田十八番地	相場春美
就任監事の住所及び氏名	
鹿角市花輪字沢小路三十番地	泉沢和豊
〃 〃 字用野目太田八十七番地	工藤信義
〃 〃 字圃田十八番地	相場春美

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、金浦町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年三月二十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月五日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、岩城町から協議があった土地改良事業（道川地区中山間地域総合整備事業）計画の変更について、平成十四年三月二十二日同意したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月五日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月五日

一 就任理事の住所及び氏名

仙北郡太田町国見字五本塚十八番地

秋田県知事 寺田典城
黒澤智志

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、稲川土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年三月二十九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月五日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用

する同法第十条第一項の規定により、稲川町から協議があった土地改良事業（寺ヶ沢地区基盤整備促進事業（かんがい排水））の施行について、平成十四年三月二十八日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月五日

秋田県知事 寺田典城

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第26号
道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年國家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。

平成14年4月5日

秋田県公安委員会委員長 藤井 明

- 1 技能検定員審査の種類
 - (1) 技能検定員審査（普通二種）
- 2 技能検定員審査の期日及び場所
 - (1) 期日
 - 平成14年5月7日（火）午前9時から正午まで
 - (2) 場所
 - 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
- 3 技能検定員審査の申請手続
 - (1) 申請手続
 - ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（普通）を提示すること。
 - イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当することを証する書面を添付すること。
 - (2) 申請書の受付期間及び受付時間
 - 秋田県の休日を含め定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規

- 定する県の休日を除き、平成14年4月8日(月)から同月12日(金)までの午前8時30分から午後5時まで
- 4 審査手数料
- (1) 技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者にあつては、22,050円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,050円から同表右欄の技能検定員審査(普通二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審査細目	技能検定員審査(普通二種)に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,850円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,300円

備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,150円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

- 5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第27号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。

平成14年4月5日

秋田県公安委員会委員長 藤井 明

- 1 技能検定員審査の種類
- (1) 技能検定員審査(大型二種)
- 2 技能検定員審査の期日及び場所
- (1) 期日
- 平成14年5月13日(月)午前9時から正午まで
- (2) 場所
- 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

- 3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証(大型)を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第3項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当することであることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を除き、平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成14年5月8日(水)から同月10日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

- 4 審査手数料

(1) 技能検定員審査(大型二種)を受けようとする者にあつては、22,050円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,050円から同表右欄の技能検定員審査(大型二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審査細目	技能検定員審査(大型二種)に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令	2,850円

その他の知識	
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,300円
備考 審査細目の1、2、3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、21,300円を減ずる。	

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第28号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成14年4月5日

秋田県公安委員会委員長 藤井 明

1 教習指導員審査の種類

(1) 教習指導員審査（大型二種）

(2) 教習指導員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日及び場所

(1) 期日

平成14年5月13日（月）午前9時から正午まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付けし、教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者には大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（大型）を、教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者に

あっては大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（普通）を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を除き、平成14年5月8日（水）から同月10日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者には、12,550円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,550円から同表右欄の教習指導員審査（大型二種、普通二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	教習指導員審査（大型二種、普通二種）に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,900円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,050円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,850円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、8,950円を減ずる。
2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、11,800円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第29号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。

平成14年4月5日

秋田県公安委員会委員長 藤井 明

1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型）
- (2) 技能検定員審査（普通）
- (3) 技能検定員審査（大特）
- (4) 技能検定員審査（大自二）
- (5) 技能検定員審査（普自二）
- (6) 技能検定員審査（けん引）

2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
平成14年5月8日（水）午前10時から午後4時まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができるとする種類の技能検定員審査に係る運転免許証を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を含め、平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成14年4月8日（月）から同月12日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

(3) 申請書の提出場所

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては、20,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ20,500円から同表右欄の技能検定員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,750円（その者が次の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,750円から同表右欄の技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検査員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	技能検定員審査（普通）に係る額	技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	3,950円	1,450円
2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	6,750円	2,450円
3 教則の内容となつている事項	1,900円	2,200円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	1,900円	2,200円
5 技能検定の実施に関する知識	1,950円	2,100円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,000円	2,050円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,650円、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては5,050円を減ずる。

- 2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（普通）を受けようとする者において4,100円、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者においては4,750円を減ずる。
- 3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（普通）を受けようとする者においては19,700円、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者においては13,950円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第30号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成14年4月5日

秋田県公安委員長 藤井 明

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型）
 - (2) 教習指導員審査（普通）
 - (3) 教習指導員審査（大特）
 - (4) 教習指導員審査（大白二）
 - (5) 教習指導員審査（普自二）
 - (6) 教習指導員審査（けん引）
- 2 教習指導員審査開始の期日及び場所

(1) 期日

平成14年5月8日（水）午前10時から午後4時まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

(1) 申請手続

- ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。
- (2) 申請書の受付期間及び受付時間
秋田県の休日を含め（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成14年4月8日（月）から同月12日（金）までの午前8時30分から午後5時まで
- (3) 申請書の提出場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係
- 4 審査手数料
(1) 教習指導員審査（普通）を受けようとする者においては、12,150円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円から同表右欄の教習指導員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者においては9,850円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,850円から同表右欄の教習指導員審査（普通）以外の種類の教習指導員審査に係る額を減じた額）とする。

審査細目	教習指導員審査（普通）に係る額	教習指導員審査（普通）以外の種類の教習指導員審査に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,100円	1,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,350円	1,350円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円

4 教則の内容となつてゐる事項その他自動車運転に関する知識	1,250円	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,250円	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,200円	1,200円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては6,350円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては4,000円を減ずる。

2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては2,600円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては2,650円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては11,400円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,100円を減ずる。

- (2) 納付方法
- 審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。
- 5 審査についての問い合わせ先
秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

細 則

監査結果公告第6号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があつたので、同条第12項の規定に基づき公表する。
平成14年4月5日

秋田県監査委員 辻 久 男
秋田県監査委員 小田嶋 伝 一
秋田県監査委員 天 野 進
秋田県監査委員 小 玉 和 夫
13財————1803
平成14年3月28日

秋田県監査委員 様
秋田県知事 寺 田 典 城

監査の結果に基づき講じた措置について(通知)
平成14年2月19日付け監委 755で通知のありましたこのことについて、別紙のとおり提出します。

監査箇所名	秋田県土地開発公社	所管課名	建設管理課
監査年月日	平成14年2月5日		
(指摘事項)	前年度監査において指導した有形固定資産の初年度減価償却額の算定誤りについて、改善されていないので速やかに是正すること。 (所管課措置事項) 初年度減価償却額の算定誤りについては、平成14年3月26日開催の理事会に諮つており、13年度決算において是正することとしております。 今後適正な事務処理をするよう指導してまいります。		
監査箇所名	秋田県住宅供給公社	所管課名	建築住宅課
監査年月日	平成14年2月5日		
(指摘事項)	管理事業に係る未収金の収納整理に特段の努力を要する。 (所管課措置事項) 文書、自宅訪問等による本人への督促及び連帯保証人への文書督促などで、回収に努めた結果、未収額は圧縮されましたが、引き続き督促を強化して回収に努めるよう指導しております。 (平成14年2月末未収金残高3,011,066円)		
監査箇所名	財団法人あきた産業振興機構	所管課名	商工業振興課
監査年月日	平成14年2月5日		

<p>(指摘事項) 未収金の収納整理に特段の努力を要する。 (所管課措置事項)</p> <p>財団法人あきた産業振興機構については、平成13年度に未収債権の管理・処理体制を確立するため、専務理事、事務局長、各参事をメンバーとした償却処理方針を決定するための「未収債権処理方針協議」を行ったほか、事務局長、各参事、班長をメンバーとした未収債権の進行管理を行うための「未収債権実態協議」を実施いたしております。 また、「未収債権実態調査チーム」を編成し、未収企業の実態調査や具体的な回収計画等を作成いたしております。 これにより、これまで不定期に回収していたものについて、定期的な回収が行われるようになったほか、連帯保証人から定期的な回収を行うなどにより、平成14年2月末現在の未収額は247,628千円となっており、前年度末の273,028千円と比較し、25,400千円減少いたしております。 今後とも、現在の債権管理体制により未収金の収納整理に努めるよう指導してまいります。</p>		
<p>監査箇所名 監査年月日</p>	<p>財団法人秋田県分析化学センター 平成14年2月6日</p>	<p>所管課名 環境政策課</p>
<p>(指摘事項) 未収金の収納整理に特段の努力を要する。 (所管課措置事項)</p> <p>未収金の回収整理については、未収金の発生状況を把握し、適宜督促を行うなど未収金の整理縮小に努めるよう指導しております。 (平成14年2月末未収金残高 796,425千円)</p>		
<p>監査箇所名 監査年月日</p>	<p>財団法人秋田県農業公社 平成14年2月7日</p>	<p>所管課名 農業政策課</p>
<p>(指摘事項) 未収金の収納整理に特段の努力を要する。 (所管課措置事項)</p> <p>公社に対し、早期収納を指導した結果、未収額を176,192,529円(平成</p>		

<p>14年2月28日現在)まで圧縮したところです。 今後とも、未納者に対する督促や分割納入の協議などのほか、必要な場合は弁護士に依頼するなど、債権の保全及び回収に万全を期すよう、公社を強力に指導してまいります。</p>		
<p>監査箇所名 監査年月日</p>	<p>医療法人仁恵会 平成14年2月7日</p>	<p>所管課名 障害福祉課</p>
<p>(指摘事項) 精神障害者地域生活支援事業運営費補助金等の精算額において、補助対象経費と補助対象外経費との仕訳上に誤りが見られたので、必要な措置を講じるとともに今後は適正な執行をすること。 (所管課措置事項)</p> <p>精神障害者地域生活支援事業運営費補助金等の精算額については、補助対象経費と補助対象外経費との仕訳について、当該法人の認識に誤りがあったため、適正な処理を行うよう指導し、実績報告書を再提出させております。 実績報告書等関係書類を精査した結果、補助対象経費と補助対象外経費の仕訳が是正されていたことが確認されました。また、除雪作業やクリーニング等の施設の業務に従事している運転手の人件費を対象経費としました。この結果、対象経費が補助基準額を上回っているため、補助額に影響がありませんでした。 今後は、事務処理を適正に遂行するよう指導を徹底するほか、帳簿類等関係書類の確認を厳正に行ってまいります。</p>		
<p>秋田県区水回樂場管理事務所</p>		
<p>秋田県区水回樂場管理事務所 秋田県区水回樂場管理事務所 区水回における増殖事業の推進を図るため、平成十四年度の第五種共同漁業種漁獲に係る増殖量について、次のとおり定めたので、非公開の。</p> <p>平成十四年四月五日</p> <p style="text-align: right;">秋田県区水回樂場管理事務所 長 藤 野</p>		

漁業協同組合	免許番号	魚 種							産卵場 造成箇所
		あゆ 千尾	いわな 千尾	こいな kg	にじます kg	やうな めぎ 尾	さくらます 千尾		
雄勝漁業協同組合	内共 1号	250	140						2
皆瀬川筋漁業協同組合	内共 2.3号	150	10	145	65				2
成瀬川漁業協同組合	内共 4号	65	90	100	600				2
雄物川上流漁業協同組合	内共 5号	110	30	600		100			3
県南漁業協同組合	内共 6号	120	5	1,500		100			3
旭東漁業協同組合	内共 7号	230	20	500		100			3
仙北漁業協同組合	内共 8号		25	2,280	120				6
仙北中央漁業協同組合	内共 9号	35	40	1,200		100			2
北仙漁業協同組合	内共 10号	400	85	300	600	100			2
仙北西部漁業協同組合	内共 11号	35	40	2,135		300			7
岩見川漁業協同組合	内共 12号	300	100	400	160	100			2
鹿角市河川漁業協同組合	内共 13号	30	50		320				2
比内町漁業協同組合	内共 14号	20	55	120	120	100			2
小坂町漁業協同組合	内共 15号		15		120				2
大館市漁業協同組合	内共 16号	40	20	200	400	100			2
田代町漁業協同組合	内共 17号	140	40	200	80	100			2
鷹巣町漁業協同組合	内共 18号	60	20	100	240				2
阿仁川漁業協同組合	内共 19号	200	100	240	20	650	100		2
萩形ダム漁業協同組合	内共 20.21号	40	80	580					2
粕毛漁業協同組合	内共 22号	110	60	320					2
能代市常盤川漁業協同組合	内共 23号	40	10			100			7
子吉川水系漁業協同組合	内共 24号	120	40	2,000		450			2
矢島町漁業協同組合	内共 25号	130	5	320					2
八森町真瀬川漁業協同組合	内共 26号	65	20		10				2
馬場目川漁業協同組合	内共 27号	35	25	100	20				3
田沢湖町漁業協同組合	内共 28号	50	35	60					2
合 計		2,775	1,160	13,400	2,875	2,400	100		70

秋田県内水面漁場管理委員会告示第三号
 内水面（十和田湖）における増殖事業の推進を図るため、平成十四年度の第五種共同漁業権に係る増殖量について、次のとおり定めたので、公告する。
 平成十四年四月五日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 伊藤 彊

農内共第一号	免許番号		
十和田湖増殖漁業協同組合	漁業協同組合名		
ひめます こい ふな えび さくらます	魚種		
二十五万尾 五万尾 五万尾 十六箇所 一万尾	増殖量		

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄